



原油高騰に苦しむ



中小企業に 運転資金など融資

「特別相談窓口」を設置し、

セーフティネット貸付と保証

「買ったたき」などに情報提供を要請

原油価格の値上がりで、関係する中小企業がコスト高に苦しんでいることから中小企業庁は、「原油高騰に係る中小企業対策」を打ち出しています。「特別相談窓口」を設け、政府系金融機関のセーフティネット貸付や保証の対象に加えて資金繰りをサポートします。前回紹介した建築基準法改正による建設・不動産不況の金融支援と同趣旨のものです。また、同庁は公正取引委員会とともに、買ったたきなどの「下請代金法」違反行為に対し情報提供を呼びかけています。

特別相談窓口

特別相談窓口では、相談者それぞれの事情に応じて、「どの金融機関を訪ね、どういう融資が可能か」などの”道案内”をしてくれます。設置個所は、政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、各地の商工会議所、商工会連合会、各経済産業局です。大阪府下では以下の通り。

中小企業金融公庫大阪相談センター(☎：06-6345-3577)

国民生活金融公庫大阪相談センター(☎：06-6536-4649)

商工組合中央金庫お客様サービスセンター(☎：0120-07-9366)

大阪商工会議所(☎06-6944-6471)と各地の商工会議所

近畿経済産業局(☎：06-6966-6023)

資金繰り円滑化

資金繰りの円滑化対策としては、上記の政府系金融機関の「セーフティネット貸付」や信用保証協会の「セーフティネット保証」を利用できます。セーフティネット貸付制度は、社会的、経済的環境の変化（企業の大型倒産、原材料価格の急騰など）の影響で、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中、

長期的にはその業況が回復することが見込まれる事業者)を対象に、経営基盤強化のための運転資金を融資する制度。

セーフティネット信用保証制度は、取引先などの更生手続き申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻といったことが原因で、経営に支障が出た中小企業を対象に、既往の保証限度額の別枠化してくれる制度です。この保証制度の5号(業況の悪化している業種)の中に、原油高の影響を受けている関連中小企業を指定しました。但し、製品などの原価のうち、20%以上を占める原油等の仕入価格が上がっているのに、製品価格に転嫁できていない事業者が対象です。

融資等の金額は以下の通りです。

○セーフティネット貸付の限度額

中小企業金融公庫、商工組合中央金庫：4億8千万円

国民生活金融公庫：4千8百万円

※担保・保証条件の特例措置があります。

○セーフティネット保証の限度額

普通保証2億円、無担保保証8千万円

さらに、貸付、保証を受ける場合、すでにこれらの金融機関に持っている債務に関し、個々の中小企業者の実情に応じて返済計画を緩和してくれる場合もあります。詳細についての問い合わせは**大阪府中小企業信用保証協会(電話：06-6244-7121<代表>)**へ。

下請適正取引等の厳格な運用を推進

同庁は昨年末、下請事業者に配慮し、買ったたきをしないなどの協力要請を、経済産業大臣らの名前で全国の親事業者や経済団体に行いました。

また、下請代金法違反の疑いがある行為があれば、**中小企業庁の事業環境部取引課(☎03-3501-1699)**、**近畿経済産業局の産業中小企業課(☎06-6966-6023)**、**又は公正取引委員会近畿中国四国事務所下請課(☎06-6941-2176)**などへ積極的に情報提供するよう呼びかけています。情報提供に関しては「秘密を保持し、情報提供者が特定されないことがないように万全を期す」としています。

なお、原油価格の上昇が中小企業の収益に与えている影響について、経済産業省が昨年10月下旬から11月中旬まで、原油・石油製品の投入比率が高い25業種1,133社を対象に調査したところ、収益を圧迫している企業の割合と価格転嫁が困難な企業の割合はともに、9割に上ることが明らかになっています。

まとめ 株式会社 大阪彩都総合研究所
橋本 剛

